

品川区立幼稚園講師取扱要綱

制定	昭和 49 年 6 月 12 日	
改正	昭和 50 年 4 月 1 日	
改正	昭和 51 年 4 月 1 日	
改正	昭和 55 年 4 月 1 日	
改正	平成 6 年 4 月 1 日	
改正	平成 7 年 4 月 1 日	要綱第 9 号
改正	平成 9 年 4 月 1 日	要綱第 1 号
改正	平成 13 年 4 月 1 日	
改正	平成 17 年 4 月 1 日	要綱第 6 号
改正	平成 18 年 3 月 1 日	要綱第 2 号
改正	平成 28 年 3 月 2 日	要綱第 9 号
改正	平成 29 年 3 月 3 日	要綱第 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、区立の幼稚園に勤務する講師（常時勤務することを要しない者。以下同じ。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(配当方針)

第 2 条 教育長は、幼稚園長（以下「園長」という。）の申請に基づき、予算の範囲内で時数を配当するものとする。ただし、一日あたりの時数は、各曜日の教育時間に対応する時数を限度とする。

2 講師時数配当基準は別表のとおりとする。

(資格)

第 3 条 講師は、幼稚園教諭の免許状を所有している者とする。ただし、遠足随行の場合は、看護師または養護教諭の免許状を所有している者とするができる。

(勤務時間)

第 4 条 講師の勤務時間の一単位時間は 60 分とする。

(勤務時間の割振り)

第 5 条 勤務時間の割り振りは、園長が行う。

(謝金)

第 6 条 講師の謝金は、毎年度予算で定める 1 時間あたり単価に勤務した時間を乗じて得た額とする。

(欠格条項その他)

第7条 欠格条項、服務および解職については、品川区教育委員会非常勤職員規則（昭和40年7月13日品川区教育委員会規則第9号）の規定を準用する。

付 則

この要綱は、昭和49年6月12日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和51年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

付 則（平成6年4月1日第2条改正）

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則（平成7年4月1日第2条、第3条、第4条、第6条改正）

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則（平成9年4月1日第2条改正）

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則（平成13年4月1日第2条改正）

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

【別表】講師時数配当基準（上限）

申請事由	内容・条件	配当時数	申請書添付書類
教員の病欠	教員が病気、事故等で2週間以上出勤できないとき	週 26 時間以内	診断書
教員の妊娠保育軽減	一般教員が妊娠した場合、出産休暇の前日まで	週 10 時間以内	診断書等、出産予定日を証明できるもの
プール指導	プール開設期間	1 学級あたり 年間 24 時間以内	
運動会練習指導	当日を含み 3 週間以内	2 学級あたり年間 45 時間以内	
遠足随行	遠足当日	1 学級あたり 年間 20 時間以内	
入園当初指導	年少学級のみ 6 週間以内	1 学級あたり 週 15 時間以内	
指導方法の改善	指導方法の改善により教育的効果のあるもの	1 学級あたり 年間 35 時間以内	指導方法改善計画書
指定園児数超え	年少 30 名、年長 32 名を超えた学級	1 学級あたり 教育日数×1 時間以内	
必修研修後補充	区が独自に実施する必修研修のほか、特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局が実施する初任者研修、2 年目フォロー研修、主任教諭研修（昇任者対象）を受講することにより、対象教員が不在となる場合	年間 18 時間以内 ただし、次の各号に掲げる教員が在籍する園に対しては、当該各号に規定する時間を加えた時間 (1)初任者研修受講者 1 名あたり年間 51 時間以内 (2)2 年目フォロー研修受講者 1 名あたり年間 15 時間以内 (3)主任教諭研修（昇任者対象）受講者 1 名あたり年間 5 時間以内	
専任園長支援	副園長未配置の専任園長の教育時間を軽減	年間 150 時間以内	
周年行事支援	周年行事を実施する年度	年間 35 時間以内（特定周年行事（創立 30・50・80・100 周年）の場合は 70 時間以内）	
その他	上記以外に教育長が必要と認めるもの	別途、教育長が定める時間	教育長が別に定める書類